平成２０年（フ）第３６５８号
岐阜県土岐市泉町久尻541－５　ｃｏｎａｆｅｅｌ301、住民票上の住所岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の213
破産者　加藤　哲也
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４５８号
愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目16番地の９
破産者　水上　道明
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６４３号
名古屋市昭和区檀溪通５丁目６番地　リバーサイドテラス石川橋505号
破産者　岩見　則之
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６６号
神戸市灘区水車新田字滝ノ下123番地　山本マンション201号
破産者　徳永勝美こと　姜　　勝美
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４８号
神戸市須磨区白川台２丁目45―３公社Ａ２―517号　林幸代方、住民票上の住所神戸市須磨区南落合４丁目１番176―1201号
破産者　今城　英樹（旧姓林）
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１号
広島市佐伯区五月が丘３丁目11番６号
破産者　田村みどり
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市繁多川４丁目13番24号
破産者　嵩原　　廣
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８９５号
札幌市東区北31条東７丁目３番24号
破産者　鈴木　豊彦
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５号
北海道旭川市豊岡８条４丁目６番２号
破産者　後藤　清造
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４８号
北海道旭川市５条通８丁目1703番地の39
破産者　前崎　兼一
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４９号
北海道旭川市永山町８丁目131番地
破産者　前崎　正子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡14条６丁目５番６号
破産者　大上惠美子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８６号
北海道稚内市宝来５丁目２番43号
破産者　渡辺　　勇
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１２号
北海道上川郡鷹栖町北野東１条１丁目２番14号
破産者　掛橋　義徳
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８０号
北海道旭川市西御料１条１丁目３番30号
破産者　伊東　慎一
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４８号
北海道釧路郡釧路町河畔５丁目29番地　長井昭子方、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町河畔５丁目29番地
破産者　吾妻　壽美
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第７３８号
青森市造道３丁目14番22号
破産者　小山内妙子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
山形県南陽市羽付332番地、開始決定時の住所山形県南陽市宮内2155番地の３
破産者　畑中製作所こと　畑中　俊彦
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第７８３号
京都府向日市上植野町７番地　ビラたみあき208号、破産手続開始決定時の住所京都市西京区牛ヶ瀬青柳町20番地
破産者　和田　孝造
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係